

## 2. 調査票

### 男女共同参画社会に向けての県民意識調査 アンケート調査票

#### ～ 調査ご協力 の お 願 い ～

県では、平成28年3月に「第3次長崎県男女共同参画基本計画～ながさき“輝き”プラン2020～」を策定し、男女共同参画社会の実現に向け、様々な施策に取り組んでいます。

このアンケート調査は、次期計画策定及び今後の施策推進の基礎資料として、県民の皆さまの意識や考え、実態などをお尋ねするものです。

お忙しいこととは存じますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご協力いただきますようよろしくお願い申し上げます。

令和2年1月  
長崎県県民生活部長 木山 勝己

#### 《アンケート調査について》

- ◎県内にお住まいの満20歳以上の方から無作為に抽出した3,000人の方を対象とし、下記調査実施機関に委託して行います。
- ◎回答内容はすべて統計資料として処理しますので、個人の回答が公表されたり、個人が特定されたりすることは決してありません。
- ◎集計結果は県ホームページで公表します。

#### 《記入上の注意》

- ◎ご面倒ですが**宛名のご本人**がお答えください。ただし、ご本人がお答えできないような状態の場合には、代理の方をお願いいたします。
- ◎お答えは、当てはまる回答の番号に○印をつけてください。「その他」に○印をつけた場合は、( )の中に具体的内容をご記入ください。

#### 《返信期限》 令和2年1月24日(金)

- ◎お手数ですが、お答えいただきました調査票は、三つ折にして同封の返信用封筒に入れ、上記返信期限までにご投函ください(切手は不要です)。

#### 《お問い合わせ先》

〒850-8570  
長崎市尾上町3-1  
長崎県県民生活部男女参画・女性活躍推進室  
電 話：(095) 822-4729  
F A X：(095) 822-4739

#### 《調査実施機関》

〒850-0032  
長崎市興善町2-24  
株式会社東京商工リサーチ 長崎支店  
電 話：(095) 823-0138

※「男女共同参画社会」については裏面をご参照ください。

～全部で20問、20分程度で回答できる内容です～

## 男女共同参画社会とは

男女が互いに人権を尊重し、責任を分かち合いながら、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮することができる社会です

家庭では



学校では



こんな社会を目指しています。

男性も女性も、  
みんなが協力して  
みんなが責任をもって  
性別に関係なく  
活動や生活ができればいいですね。

職場では



地域では



※男女共同参画について、あなたのお考えをお尋ねします。

### 1. 男女平等について

問1 あなたは、次の分野において男女は平等になっていると思いますか。

(1)～(8)のそれぞれについて、右の1～6の中からあなたの考えに最も近いものを1つお選びください。

	優遇 男性の方が非常に	男性の方が優遇 どちらかと言えば	平等である	女性の方が優遇 どちらかと言えば	優遇 女性の方が非常に	わからない
(1)家庭生活	1	2	3	4	5	6
(2)職場	1	2	3	4	5	6
(3)学校教育	1	2	3	4	5	6
(4)地域活動	1	2	3	4	5	6
(5)政治や行政の政策・方針決定の場	1	2	3	4	5	6
(6)法律や制度上	1	2	3	4	5	6
(7)社会通念、慣習・しきたり	1	2	3	4	5	6
(8)社会全体	1	2	3	4	5	6

問2 あなたは、次にあげる言葉を知っていますか。(1)～(9)のそれぞれについて、右の1～3の中から1つお選びください。

	知っている 内容まで	知らない あるが内容は	聞いたことは 知らない	知らない
(1)男女共同参画社会	1	2	3	
(2)男女雇用機会均等法	1	2	3	
(3)育児休業制度・介護休業制度	1	2	3	
(4)ジェンダー	1	2	3	
(5)ワーク・ライフ・バランス	1	2	3	
(6)「202030」(にいまる・にいまる・さんまる)	1	2	3	
(7)長崎県男女共同参画推進センター	1	2	3	
(8)ウーマンズジョブほっとステーション	1	2	3	
(9)イクボス	1	2	3	

## 2. 家庭生活・地域活動について

問3 家庭生活において、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方があります。これについて、あなたの考えに最も近いものを1つお選びください。

1. 賛成
2. どちらかと言えば賛成
3. どちらかと言えば反対
4. 反対
5. わからない

**結婚している人(未婚だがパートナーと暮らしている人を含む)は 問4 を回答**

問4 あなたの家庭では家事の分担をどうしていますか。また、家計費の管理などについて最終的に決定しているのはどなたですか。家事の分担(1)～(10)、最終決定者(1)～(4)それぞれについて、右の1～7から現状に最も近いものを1つお選びください。  
なお、育児・介護に関する項目について、該当がない場合は「7 該当なし」をお選びください。

		主として夫	どちらかと言えば夫	夫と妻が両方同じ程度	どちらかと言えば妻	主として妻	その他の人	わからない又は該当なし
家事等の分担	(1)食料品などの買い物	1	2	3	4	5	6	7
	(2)食事のしたく	1	2	3	4	5	6	7
	(3)食後の片づけ	1	2	3	4	5	6	7
	(4)掃除	1	2	3	4	5	6	7
	(5)洗濯	1	2	3	4	5	6	7
	(6)育児	1	2	3	4	5	6	7
	(7)子どもの教育	1	2	3	4	5	6	7
	(8)PTA(学校行事など)への参加	1	2	3	4	5	6	7
	(9)地域活動への参加	1	2	3	4	5	6	7
	(10)高齢者の世話・介護	1	2	3	4	5	6	7
最終決定者	(1)家計費の管理	1	2	3	4	5	6	7
	(2)土地、家屋の購入	1	2	3	4	5	6	7
	(3)子どもの教育方針や進路	1	2	3	4	5	6	7
	(4)介護問題	1	2	3	4	5	6	7

**問5は、全員にお尋ねします。**

問5 今後、男性が家事、子育て、介護、地域活動に積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

1. 男性が家事などに参加することに対する男性自身の抵抗感をなくす
2. 男性が家事などに参加することに対する女性の抵抗感をなくす
3. 夫婦や家族間でのコミュニケーションをよくはかる
4. 夫婦の役割分担などについての当事者の考え方を、年配者やまわりの人が尊重する
5. 社会の中で、男性による家事、子育て、介護、地域活動についても、その評価を高める
6. 労働時間短縮や休暇制度を普及することで、仕事以外の時間をより多く持てるようにする
7. 男性が家事、子育て、介護、地域活動に関心を高めるよう啓発や情報提供を行う
8. 国や地方自治体などの研修等により男性の家事、子育て、介護等の技能を高める
9. 男性が子育てや介護、地域活動を行うための仲間(ネットワーク)づくりをすすめる
10. 家庭や地域活動と仕事の両立などの問題について、男性が相談しやすい窓口を設ける
11. その他( )
12. 特に必要なことはない
13. わからない

### 3. 就労及びワーク・ライフ・バランスについて

※「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」とは、一人ひとりが、やりがいや充実感などを感じながら働いて仕事上の責任を果たすことと、仕事以外でやりたいこと(家庭生活や地域活動など)との両方が実現できる状態にあることです。

問6 あなたは、進路や職業を選択する際に、性別を意識しましたか。(○は1つ)

1. 性別をかなり意識した
2. どちらかといえば性別を意識した
3. どちらかといえば性別を意識しなかった
4. ほとんど(全く)性別を意識しなかった
5. わからない

**現在、働いている人は 問7 を回答し、問9へ進む**

問7 あなたの職場では、次にあげるそれぞれの場面で性別によって差があると思いますか。  
(1)～(5)のそれぞれについて、右の1～6の中から、あなたの考えに最も近いものを1つお選びください。

	男性の方が非常に優遇	どちらかと言えば男性の方が優遇	性別によって差はない	どちらかと言えば女性の方が優遇	女性の方が非常に優遇	わからない
(1) 募集や採用の条件	1	2	3	4	5	6
(2) 賃金・昇進・昇格	1	2	3	4	5	6
(3) 教育や研修制度	1	2	3	4	5	6
(4) 仕事の内容	1	2	3	4	5	6
(5) 全体的に	1	2	3	4	5	6

**現在、働いていない人は 問8、8-1 を回答**

問8 あなたが働いていない理由に近いものに○をつけてください。(○は1つ)

- |                      |                |
|----------------------|----------------|
| 1. 適当な仕事が見つからない      | 7. 経済的に働く必要がない |
| 2. 自分の能力や技術に自信がない    | 8. 働きたくない      |
| 3. 自分の健康に自信がない       | 9. 現在、学校に通っている |
| 4. 家事や育児がおろそかになる     | 10. 高齢である      |
| 5. 高齢者や病人の介護がおろそかになる | 11. その他( )     |
| 6. 趣味やボランティア活動などに忙しい | 12. 特に理由なし     |

問8-1 あなたは今後、働きたいと思いますか。(○は1つ)

**1.2 の人は問8-2を回答**

- |             |             |
|-------------|-------------|
| 1. すぐにも働きたい | 3. 働くつもりはない |
| 2. そのうち働きたい | 4. わからない    |

問8-2 問8-1で 1 または 2 と答えた人へお尋ねします。  
あなたはどのような形で働きたいですか。(○は1つ)

- |                           |
|---------------------------|
| 1. 正社員                    |
| 2. 非正規社員(パート・アルバイト・派遣社員等) |
| 3. 自営業                    |
| 4. その他( )                 |

**問9、問10、問11は、全員にお尋ねします。**

問9 「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」に関して、(1)～(3)のそれぞれについて、右の1～5の中から、最も近いものを1つお選びください。

	家庭生活又は地域活動より <u>仕事に専念</u>	家庭生活又は地域活動より <u>仕事を優先</u>	家庭生活又は地域活動と <u>仕事を両立</u>	仕事より <u>家庭生活又は地域活動を優先</u>	仕事より <u>家庭生活又は地域活動に専念</u>
(1)女性にとって望ましい形	1	2	3	4	5
(2)男性にとって望ましい形	1	2	3	4	5
(3)あなたの現在の状況	1	2	3	4	5

問10 あなたは、男女がともに「ワーク・ライフ・バランス(仕事と生活の調和)」を実現させるためには、今後、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

1. 雇用・労働条件での男女間格差を是正する
2. 労働時間の短縮、フレックスタイム制(自由勤務時間制)、在宅勤務制等を導入する
3. 「育児休業制度・介護休業制度」の取得を促進する(※)
4. 「子の看護休暇制度」、「介護休暇制度」の取得を促進する(※)
5. 子育て時期などにおける転勤に配慮する
6. 男性が家事や育児、介護へ参加する
7. 女性が働くことに対する、家族や職場など周囲の理解・協力を深める
8. 育児や介護のための施設やサービスを充実する
9. 結婚・出産などによる退職者の再雇用制度を普及促進する
10. 就職情報を積極的に提供する
11. 女性の自覚や意欲・能力を向上させる
12. その他( )
13. 特に必要なことはない
14. わからない

※「育児休業・介護休業制度」とは、法律により取得することができる、育児又は介護のための一定期間の休業制度で、無給の企業が多いですが、一定の要件を満たすと給付金が支給されます。

※「子の看護休暇制度」は、子どもが病気やけがの時などに休暇が取得できる制度で、「介護休暇制度」は、要介護状態にある家族の介護やその他の世話をする時に休暇が取得できる制度です。どちらも法律により休暇取得の権利が保障されています。

問11 女性が職業をもつことについて、あなたの考えに近いものをお選びください。(○は1つ)

1. 女性は職業をもたない方がよい
2. 結婚するまでは、職業をもつ方がよい
3. 子どもができるまでは、職業をもつ方がよい
4. 子どもができたら出産や子育てに専念するためいったん退職し、子育てが落ち着いた後、再び職業を持つ方がよい
5. 子どもができて、ずっと職業を続ける方がよい
6. その他( )
7. わからない

2~7の人は  
問11-1、  
11-2を回答



**問11で2～7(「1.女性は職業をもたない方がよい」以外)を選んだ人は 問11-1、11-2 を回答**

問11-1 出産や子育て等に専念するためいったん退職し、子育てが落ち着いた後、再就職を希望する女性が増えています。あなたは今後、女性が再就職するためにはどのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

1. 就職情報を積極的に提供する
2. 技能習得のための機会を充実する
3. 結婚・出産などによる退職者の再雇用制度を普及促進する
4. 労働時間の短縮やフレックスタイム制(自由勤務時間制)を導入する
5. 採用の年齢制限の廃止や緩和を促進する
6. 女性が働くことに対する、家族や職場など周囲の理解・協力を深める
7. 育児や介護のための施設やサービスを充実する
8. その他( )
9. 特に必要なことはない
10. わからない

問11-2 出産や子育て等により退職することなく、継続して女性が働くには、どのようなことが必要だと思いますか。(〇は3つまで)

1. 結婚・出産退職等の慣行を改める
2. 賃金・昇進・昇格における男女格差をなくす
3. 仕事内容における男女格差をなくす
4. 長時間労働や残業の習慣を改める
5. 労働時間の短縮やフレックスタイム制(自由勤務時間制)を導入する
6. 企業経営者や職場の理解を深める
7. 育児休業・介護休業等の制度を充実させる
8. 正規職員としての雇用を増やす
9. 育児や介護のための施設やサービスを充実する
10. パートナー(男性)の理解・協力を得られるようにする
11. パートナー(男性)以外の親族の理解・協力を得られるようにする
12. 女性自身の知識や経験、就業意欲を高める
13. その他( )
14. 特に必要なことはない
15. わからない

**問12は、全員にお尋ねします。**

問12 あなたは、男性が「育児休業制度・介護休業制度」を利用することについてどう考えますか。(1)(2)のそれぞれについて、右の1～5の中からあなたの考えに最も近いものを1つお選びください。

	積極的に 取ったほう がよい	どちらか といえば 取ったほう がよい	どちらか といえば 取らない ほうがよい	取らない ほうがよい	わからない
(1)育児休業	1	2	3	4	5
(2)介護休業	1	2	3	4	5

#### 4. 人権(セクハラ・DV)について

※セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)とは、性的いやがらせ(男女間だけではなく同性間を含む)のことです。

※「DV(ドメスティック・バイオレンス)」とは、配偶者や恋人・交際相手など親密な関係にある者、またはあつた者からふるわれる身体的・精神的・経済的・性的な暴力のことです。

問13 「セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)」についてお尋ねします。

あなたはこれまでに、次のような行為で不快な思いをしたことがありますか。下の(1)～(12)それぞれについて、経験がある場合は1に、ない場合は2に○をつけてください。

	ある	ない
(1) 嫌がっているのに卑猥な話を聞かされた	1	2
(2) 「女(男)のくせに」「女(男)だから」と差別的な言い方をされた	1	2
(3) 異性に体をさわられた	1	2
(4) 宴会でお酒やデュエットを強要された	1	2
(5) 交際を強要された	1	2
(6) 性的行為を強要された	1	2
(7) 結婚や異性との交流についてしつこく聞かれた	1	2
(8) 容姿について傷つくようなことを言われた	1	2
(9) 帰宅途中などに後をつけられたり、つきまとわれたりした	1	2
(10) プライバシーに関することや性的な内容の手紙や電話を受けた	1	2
(11)ヌード写真や卑猥な雑誌を目に付くところに置かれたり、貼られたりした	1	2
(12) その他( )	1	2

問14 「DV(ドメスティック・バイオレンス)」についてお尋ねします。

あなたは、配偶者や恋人・交際相手など親密な関係にある(あった)者から次のようなことをされたことがありますか。(1)から(4)までのそれぞれについて、右の1～3の中からあてはまるものを1つお選びください。

	1、2度 あった	何度も あった	まったく ない
(1) なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴行を受けた	1	2	3
(2) 人格を否定するような暴言や交友関係を細かく監視するなどの精神的な嫌がらせを受けた、あるいは、あなた若しくはあなたの家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫を受けた	1	2	3
(3) 生活費を充分渡さない、借金を強いる、収入を教えない、家計に厳しく口を出す、などされた	1	2	3
(4) いやがっているのに性的な行為を強要、また、避妊をしないということがあった	1	2	3

(1)～(4)のうち1つでも「1」または「2」に○をつけた人は、問14-1、14-2を回答

問14-1 問14の(1)～(4)のような行為を経験した後、あなたはどうしましたか。

1. 相手と別れた
2. 別れたかったが別れられなかった
3. 別れたいとは思わなかった

問14-2 あなたはそのことを、誰かに打ち明けたり相談したりしましたか。(○はいくつでも)

1. 警察に連絡・相談した
2. 法務局や人権擁護委員に相談した
3. 配偶者暴力相談支援センター、県子ども・女性・障害者支援センター(婦人相談所)、男女共同参画推進センターなどに相談した
4. その他の公的機関に相談した
5. 民間(NPOを含む)の専門家や専門機関(弁護士・弁護士会、カウンセリング機関、民間シェルターなど)に相談した
6. 医療関係者(医師、看護師、助産師など)に相談した
7. 学校関係者(教員、養護教員、スクールカウンセラーなど)に相談した
8. 家族や親戚に相談した
9. 友人、知人に相談した
10. その他(具体的に: \_\_\_\_\_)

問14-3  
を回答

- { 11. どこ(誰)にも相談しなかった(できなかった)

問14-2で「11.どこ(誰)にも相談しなかった(できなかった)」を選んだ人は 問14-3 を回答



問14-3 問14-2で「11. どこ(誰)にも相談しなかった(できなかった)」を選んだ人にお尋ねします。

あなたが、どこ(誰)にも相談しなかった(できなかった)理由について、あてはまるものに○をつけてください。(○はいくつでも)

1. どこ(誰)に相談してよいのかわからなかったから
2. 恥ずかしくて誰にも言えなかったから
3. 相談しても無駄だと思ったから
4. 相談したことがわかると仕返しを受けたり、もっとひどい暴力を受けると思ったから
5. 相談相手の言動によって不快な思いをさせられると思ったから
6. 自分さえ我慢すれば、なんとかこのままやっていけると思ったから
7. 世間体が悪いから
8. 他人を巻き込みたくなかったから
9. そのことについて思い出したくなかったから
10. 自分にも悪いところがあると思ったから
11. 相談するほどのことではないと思ったから
12. その他(具体的に: \_\_\_\_\_)

問15以降は、全員にお尋ねします。

問15 あなたは、セクハラ(セクシュアル・ハラスメント)やDV(ドメスティック・バイオレンス)を防止するためにはどのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

1. 加害者への罰則を強化する
2. 加害者の更生を促すカウンセリングなどの加害者対策を強化する
3. 暴力を許さない社会づくりに向けた意識啓発を充実する
4. 被害者のための相談所や保護施設を整備する
5. あらゆる差別や暴力を許さないよう、人権を尊重する教育を学校・地域・職場・家庭で充実する
6. テレビ・新聞・雑誌などのメディアが、性・暴力表現について倫理規定を強化する
7. 過激な内容の雑誌、ビデオ、ゲームソフト等の販売や貸し出しを制限する
8. その他( \_\_\_\_\_ )
9. 特に必要なことはない
10. わからない

## 5. 女性の活躍促進・男女共同参画社会づくりについて

問16 政策・方針の決定にかかわる役職において、あなたは今後、どのような分野に女性がもっと増える方がよいと思いますか。(○は3つまで)

1. 都道府県知事・市町村長
2. 国会議員・都道府県議会議員・市町村議会議員
3. 国家公務員・地方公務員の管理職
4. 裁判官・検察官・弁護士
5. 大学教授
6. 国連などの国際機関の管理職
7. 企業の経営者
8. 企業の管理職
9. 労働組合の幹部
10. 農協・漁協の役員
11. 町内会長・自治会長
12. その他( )
13. 特にない
14. わからない

問17 女性の社会進出は進みつつありますが、町内会や自治会の長、審議会委員や議員などには、まだ、女性が就くことが少ないのが現状です。今後、企画や方針を検討していくような場へ女性が参画していくためには、どのようなことが必要だと思いますか。(○は3つまで)

1. 家庭、職場、地域における性別による役割分担や性差別の意識を改める
2. 男性優位の組織運営を改める
3. 家族の支援・協力が得られるようにする
4. 女性の能力を向上させる機会を増やす
5. 女性の活動を支援するネットワークをつくる
6. 女性の意識を高める
7. 女性の参画を積極的に進めようとする人を増やす
8. その他( )
9. 特に必要なことはない
10. わからない

問18. あなたは、男女がともに社会のあらゆる分野にもっと参画していくために、何が課題だと思いますか。(〇は3つまで)

1. 法律、制度の見直し
2. 偏見、固定的な社会通念、慣習・しきたりの改善
3. 男性の意識・能力の向上
4. 女性の意識・能力の向上
5. 女性の就業、社会参加を支援する施設やサービスの充実
6. 一定の割合での女性登用
7. その他( )
8. わからない

問19 「女性の活躍促進」「男女共同参画社会の実現」を目指して、今後、行政はどのような施策に力を入れていくべきだと思いますか。(〇は3つまで)

1. 法律や制度の面で見直しを行う
2. 男女の平等と相互の理解や協力についての意識啓発や広報・PRを行う
3. 男性に対し、育児・介護・地域生活へ参画するよう、教育・啓発を行う
4. 女性に対し、積極的な社会参画や就労継続のための教育・啓発を行う
5. 国・地方公共団体の審議会委員や議員など、政策決定の場に女性を積極的に登用する
6. 民間企業・団体等の管理職に女性の登用が進むよう支援する
7. 女性が少ない分野(研究者等)における女性の進出を支援する
8. 女性や男性の生き方や悩みに関する相談の場を提供する
9. 長時間労働の見直しや在宅勤務の普及など男女ともに働き方を見直す
10. 育児や介護のための施設やサービスを充実する
11. 子育てや介護中でも仕事が続けられるよう、休業・休暇・短時間勤務などの制度を充実する
12. 子育てや介護でいったん仕事をやめた人の再就職を支援するため、就業情報の提供、職業訓練、研修などを充実する
13. 女性に対する暴力(セクハラ、DVなど)の根絶と被害者に対する支援を充実する
14. その他( )
15. 特に必要なことはない
16. わからない

問20 長崎県男女共同参画推進センターでは、男女共同参画に関して、以下のような事業を実施しています。今後、センターがさらに力を入れていくべきと思う項目はどれですか。(〇は3つまで)

1. 男女共同参画に関する幅広い情報の収集・提供
2. 県内の女性団体や女性人材に関する情報の収集・提供
3. 広報紙やパンフレットなどによる啓発
4. 講演会、シンポジウム、フォーラムなどの開催
5. 地域での啓発活動を担う人材の育成
6. 男性向けの啓発講座の開催
7. 各種団体や地域で活躍する女性リーダーの育成
8. 市町職員に対する啓発講座の開催
9. 相談機能の充実
10. 男女共同参画に関する調査・研究
11. その他( )
12. 特に必要なことはない
13. わからない

男女共同参画社会づくりに関する県の施策について、ご意見やご要望がありましたら下記の欄へご記入ください。

(ご意見・ご要望)

**※結果の分析のため、あなたご自身のことについてお尋ねします。**

F1 あなたの性別をお尋ねします。

1. 男性	2. 女性	3. その他	4. 回答しない
-------	-------	--------	----------

F2 あなたの年齢をお尋ねします。(※令和元年10月1日現在でお答えください。)

1. 20歳代	2. 30歳代	3. 40歳代	4. 50歳代	5. 60歳代	6. 70歳以上
---------	---------	---------	---------	---------	----------

F3 あなたの職業をお答えください。

該当する番号(1~10)1つに○をつけてください。  
なお、4~7の場合は、その右の欄にも○をつけてください。

自営業者 (含家族従業員)	1. 農業・林業・漁業 2. 商工業・サービス業(各種卸・小売店、飲食店等サービス業) 3. その他
------------------	----------------------------------------------------------

勤め人	4. 事務職 5. 専門・技術職 6. 生産・輸送・建設・労務職 7. その他	→	その仕事は	1. 正社員 2. 非正規社員 (パート・アルバイト・派遣社員等) 3. その他
-----	--------------------------------------------------	---	-------	---------------------------------------------------

無職	8. 主婦・主夫 9. 学生 10. その他
----	------------------------------

F4 あなたは現在結婚していますか。(○は1つ)

1. 結婚している(未婚だがパートナーと暮らしている人を含む) 2. 離別・死別 3. 未婚
------------------------------------------------------

※F4で1と答えた人のみにお尋ねします。

F5 あなたの配偶者・パートナーは今、職業についていますか。(○は1つ)

1. 職業についている	2. 職業についていない
-------------	--------------

※以下は全員にお尋ねします。

F6 あなたの世帯は次のどれにあてはまりますか。(○は1つ)

1. 単身世帯	4. 三世帯世帯(親・子・孫)
2. 夫婦のみの世帯	5. その他( )
3. 二世帯世帯(親・子)	

F7 あなたはどちらにお住まいですか。

市町名をご記入ください。( )
-----------------

以上で質問は終わりです。ご協力、誠にありがとうございました。